

## 市第 74 号議案 横浜市下水道条例の一部改正

### 1 改正内容

政府による 26 年 4 月からの消費税率 8%への引き上げ決定に伴い、下水道使用料について料金を改定します。(第 18 条第 1 項、第 2 項、第 3 項)

下水道事業は企業会計として民間事業者と同様に、一事業者として消費税の申告・納付義務があり、消費税は最終消費者が負担するという基本原則を踏まえ、料金改定に必要な条例改正案を提出します。

#### 新旧対照表

現行	改正案
<p>(下水道使用料)</p> <p>第 18 条 横浜市は、公共下水道を使用する者から、使用期間 1 月につき別表第 1 に定める額により算定した額に <u>1.05</u> を乗じて得た額の下水道使用料を徴収する。</p> <p>2 ...当該汚水の排出量 1 立方メートルにつき、1,280 円に <u>1.05</u> を乗じて...加算...</p> <p>3 前処理区域において...算定した額に <u>1.05</u> を乗じて...</p>	<p>(下水道使用料)</p> <p>第 18 条 横浜市は、公共下水道を使用する者から、使用期間 1 月につき別表第 1 に定める額により算定した額に <u>1.08</u> を乗じて得た額の下水道使用料を徴収する。</p> <p>2 ...当該汚水の排出量 1 立方メートルにつき、1,280 円に <u>1.08</u> を乗じて...加算...</p> <p>3 前処理区域において...算定した額に <u>1.08</u> を乗じて...</p>

#### 消費税転嫁の影響(2 か月あたりの水道料金及び下水道使用料)

単位：円

世帯人数及び使用水量 (イメージ)			現行(5%)	改正案(8%)	負担増額
1名	0 ~ 16m <sup>3</sup>	上水	1,659	1,706	47
		下水	1,323	1,360	37
		<b>合計</b>	<b>2,982</b>	<b>3,066</b>	<b>84</b>
2名	30m <sup>3</sup>	上水	3,498	3,598	100
		下水	2,646	2,721	75
		<b>合計</b>	<b>6,144</b>	<b>6,319</b>	<b>175</b>
3名	40m <sup>3</sup>	上水	5,157	5,304	147
		下水	3,885	3,996	111
		<b>合計</b>	<b>9,042</b>	<b>9,300</b>	<b>258</b>
4 ~ 5名	60m <sup>3</sup>	上水	9,903	10,186	283
		下水	7,518	7,732	214
		<b>合計</b>	<b>17,421</b>	<b>17,918</b>	<b>497</b>

世帯平均使用水量 30 m<sup>3</sup> / 2 か月

### 2 施行期日

平成 26 年 4 月 1 日

## 【参考】消費税率 8%適用の経過措置

水道や電気料金のように、消費税率改定の施行日の前から水道水や電気を継続的に供給している場合は、施行日以降の検針による料金確定日により、経過措置として旧税率(5%)が適用される場合があります。

「消費税法の一部を改正する等の法律」の附則による

### 旧税率(5%)が適用される場合

施行日前に、前回の下水道使用料が検針・請求され、施行日後の検針により、今回の使用料が確定するもの。

例 前回検針日が3月20日で、今回検針日が5月20日の場合

